

「令和7年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」業務委託仕様書

1 業務名「令和7年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」に係る業務委託

2 事業の目的及び背景

令和元年10月に多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行された。

県では、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減（まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組）に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を子どもの貧困対策等に活用するための施策について総合的かつ計画的に推進するため「沖縄県食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）」を令和3年度に策定した。

また、沖縄県では県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減に取り組むため、「沖縄県食品ロス削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）」を設置している。

本事業は、本県における食品ロス削減推進のための普及啓発、及び県民会議等を開催、運営し、沖縄県食品ロス削減推進計画における食品ロス削減のための必要な施策を推進することを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額13,621,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費（報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目）

※沖縄県食品ロス削減推進県民会議及び沖縄県食品ロス削減推進県民会議（実務者会議）の委員報酬678,900円、旅費約127,000円を直接経費に含めること。

ウ 一般管理費（（人件費＋直接経費）の10%以内とする）

エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

5 委託業務内容

(1) 県民を対象としたイベントの実施

県民の食品ロス削減に対する意識の向上、普及啓発を目的に、集客イベントへのブース出展等により啓発イベントを実施する。

ア イベントの実施内容

県民、特に子どもを対象とし、日常生活で実践できる食品ロス削減の取組につ

いて参加して学べる体験型のイベントとすること。

イ 取組の効果検証

イベント実施に係る効果検証のため、来訪者を対象としたアンケート調査等を実施すること。なお、調査方法及び設問の詳細は、県と調整することとする。

ウ その他

イベントの集客及びアンケート回収率を向上させるため、ノベルティーを制作し配布することを可能とする。

(2) 「食品ロス削減の取組アイデア募集キャンペーン（仮称）」

県民から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、ホームページや SNS 等で紹介することで家庭等における取組の促進を図る。また、インセンティブとして、応募者には賞品を贈呈することとする。

取組実施に当たり、以下の業務を行うこと。

ア 広報・PR 業務

本取組を多くの県民に周知するため、効果的な方法で広報・PR を行うこと。

イ 賞品の発送業務等

(ア) 賞品の内容及び贈呈方法（抽選・参加賞等）について、提案すること。

(イ) 賞品の手配及び対象者への発送作業を行うこと。

ウ その他

本取組については、基本的に県のホームページを使用して募集を行い、応募作品の受付業務は県が行うこととする。

効率的な遂行又は目的に対する効果を高める手法等がある場合、県に対し提案することとする。

(3) 未利用食品有効活用のための広報ツールの作成

令和 6 年度に県で実施した「未利用食品等の実態調査」の調査結果を基に、県民及び県内の事業者に対し、県内における未利用食品等の発生状況や事業者における有効活用の取組事例について周知する広報ツール（冊子・ハンドブック等）を作成すること。なお、令和 7 年度はデータのみで作成とし、印刷製本・配布等は令和 8 年度以降に実施を予定している。

作成に当たっては、以下の事項を踏まえること。

ア 小学生でも理解できるような表現とすること。

イ 事業者・消費者双方の役割を周知する内容とすること。

ウ 必要に応じて各事業者へヒアリングを実施すること。

(4) 食品ロス量実態調査

県内で発生する食品ロスの実態把握のため、食品ロス量実態調査を行う。

ア 事業系食品ロス量実態調査

(ア) 調査内容

食品廃棄物量、食品ロス量、食品ロスの内容等発生状況のほか、増減の要因、食品関連事業者が食品ロス削減のために実施している取組内容等について調査する。

(イ) 調査方法

- a 調査はアンケートにより実施し、調査時点で最新となる経済センサス活動調査に明記される沖縄県内の食品関連事業者を対象母集団の基本として対象を選定する。なお、母集団データは県から提供する。
- b 調査対象数は全体で約 2,000 事業所程度とし、4 業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）ごとにアンケート対象数を設定する。
- c 調査精度向上の観点から、必要な回収率を確保するため、適切な時期に未回答事業者に対する督促を行うこと。
- d アンケートの項目は、次のとおりとする。

なお、アンケートの対象事業所や調査項目等は、県と協議の上決定するものとし、必要に応じて調査項目を追加する。

 - (a) 事業所で発生する食品廃棄物量
 - (b) (a)のうち食品ロスの量
 - (c) 食品ロスの内容（要因・種類）
 - (d) 事務所で発生する食品廃棄物の再生利用量
 - (e) 食品ロス量の増減要因（社会情勢による影響等）
 - (f) 事務所における食品ロス削減に向けた取組内容

(ウ) 食品ロス量の推計

アンケートにより得られた食品廃棄物量、食品ロス量、再生利用量の数値を基にアンケート実施事業者の従業員一人当たりの食品ロス量（発生源単位）を算出し、沖縄県全体の上記 4 業種の従業員数を乗算して沖縄県内の事業系食品ロス量を推計すること。

(エ) 調査期間

調査結果は、令和 7 年 10 月末までに集計すること。

イ 家庭における食品ロス等実態調査及び検証

(ア) 実施方法：アンケート調査

(イ) 対象者

県内 5 地区（北部、中部、南部、宮古、八重山）から世帯構成及び年齢層を考慮して抽出し、全数を 400 人とし、各地区の人数は世帯人口比で算出する。

(ウ) アンケート項目

アンケート項目は、次のとおりとする。

なお、アンケートの対象者や調査項目等は、県と協議の上決定するものとし、必要に応じて調査項目を追加する。

- a 食品ロス問題に対する意識調査
- b 家庭における食品ロスの発生状況
- c 食品ロス量の増減要因（社会情勢による影響等）
- d 食品ロス削減への取組状況
- e 各業種への要望
- f 賞味・消費期限の認知度

(エ) 調査期間

調査結果は、令和 7 年 10 月末までに集計すること。

(5) 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度運営業務

県内で食品ロス削減に取り組む事業者をパートナーとして登録する「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度」の運営業務及び制度のPR業務を行うこと。

ア 登録制度の運営

制度の運営に係る以下の業務を行うこと。

(7) 申請受付、登録証の発行、事業者への啓発グッズの配布、登録事業者を毎月県へ報告

(1) 制度に関する問合せの対応

イ 登録制度のPR業務

制度の普及、登録事業者数拡大のため、PR業務を行うこと。

(6) 県民会議運営業務

計画の進捗状況等を報告する県民会議の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

ア 会場の確保

イ 構成員との日程調整、出席確認

ウ 会議の運営補助

エ 議事録の作成

オ 報酬及び旅費の支給に係る事務

カ その他必要な事項

※県民会議委員 38名(うち報酬及び旅費の支給対象は35名。1人あたり9,300円)

※会議資料の準備は県が行う。

(7) 実務者会議等運営業務

県内における食品ロス削減の取組内容等について協議を行う「実務者会議(令和7年度中に2回程度開催予定)」等の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

ア 会場の確保

イ 構成員との日程調整、出席確認

ウ 会議の運営補助

エ 議事録の作成

オ 報酬及び旅費の支給に係る事務

カ その他必要な事項

※実務者会議委員 28名(うち報酬及び旅費の支給対象は19名。1人あたり9,300円)

※会議資料の準備は県が行う。

6 業務進捗状況に関する打ち合わせ

受託者は、遅滞なく業務の進捗状況報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

7 事業報告書の提出

- (1) 委託事業終了後、事業報告書を速やかに提出すること。
- (2) 上記報告書を記録した電子媒体を1部提出すること。

8 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 物品の輸送・発送

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

9 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

10 成果品

(1) 本委託業務の成果品は、次のとおりとする。

ア 調査報告書（A4版） 4部

イ 業務に際し作成した資料等（県が提出を求めるもの）

ウ 上記報告書及び資料に係る電子ファイル一式

(2) 納入先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

TEL：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

11 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項、あるいは本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本委託業務の実施にあたっては、沖縄県及び受託者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (5) 受託事業者の役員、職員等（再委託先等も含む）は、本委託業務の遂行上知りえた事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。